

家庭学習指導「特別コース」契約書

契約者（甲）

利用者（乙） 同上

指導者（丙）

甲丙は十分に協議し理解したうえで、以下の条件により家庭学習指導契約の締結に同意した。

第1条 甲は乙の学習指導に当たらせるため、丙との間で家庭学習指導契約（特別コース）を締結した。

第2条 丙は甲からの依頼に基づき、乙のために以下の業務を行う。

- （1） 乙の学習レベルに応じた学習指導。科目や内容については協議の上定める。
- （2） （1）に係る付带的業務、甲及び乙が特に依頼する業務

第3条 甲は、丙の指導に伴う対価として、以下の通り丙に支払った。

<u>支払金</u>	<u>円</u>
（内訳） 指導料	円
交通費	円
諸経費	円

第4条 丙は以下の条件で第2条に掲げる業務を行なう。

- （1） 指導期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
- （2） 指導時間 1回あたり 分間
- （3） 指導回数 （1）の期間中に 回
- （4） 教材については、丙が甲の依頼または許可を得て購入したものについては実費とし、それ以外については無料とする。
- （5） 第2条2項及び3項に係る業務については、別途協議にて定める。丙が甲の許可なく行ったものについては、無料とする。

第5条 指導場所・時間については、前もって甲乙丙間で協議して定める。

第6条 やむを得ない状況を除き、甲または乙の都合で指導ができなかった時は、予定していた指導時間分は指導したものとして扱う。指導期間終了後になお指導回数が残っている場合も同様である。

第7条 やむを得ない状況を除き、丙が前もって連絡なくして指導できない状況が参回以上続いた場合は、甲は本契約を無催告解除できる。

第8条 甲の申出により本契約を解除する場合は、速やかに通知しなければならない。1度も指導をすることなく解除した場合かつ契約締結より8日以内の申出である場合は、返金に応じるものとする。

第9条 やむを得ない事情により丙が本契約を解除する場合は、直ちに指導済みの料金相当額を減じた額を返金しなければならない。

第10条 本契約に定めのない事項については、民法の規定による。

以上の通り契約が成立した。正本は1通作成の上甲が保管し、副本は1通作成し丙が保管する。

平成 年 月 日

（甲）

（丙）